

## 静岡県告示第356号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成31年4月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

### 2 指定区域

静岡県富士市桑崎字狐久保525番6の一部、525番7の一部、525番8の一部、525番9の一部、525番10の一部、526番の一部、527番1の一部、527番2の一部、527番4の一部、527番5の一部、527番9、527番10の一部、527番11の一部、527番14の一部 以上14筆